

「中小企業の会計に関する指針（平成 20 年版）」と旧指針との新旧対照表

平成 20 年 5 月 1 日

【総 論】

改正指針（平成 20 年 5 月 1 日）	旧指針（平成 19 年 4 月 27 日）
<p><b>【対 象】</b></p> <p><b>要 点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>金融商品取引法</u>の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社</li> <li>(2) 会計監査人を設置する会社及びその子会社</li> </ul> </li> <li>➤ 特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、本指針に拠ることが推奨される。</li> </ul> <p><b>4. 本指針の適用対象とする株式会社</b></p> <p>本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>金融商品取引法</u>の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社</li> <li>(2) 会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。）及びその子会社</li> </ul> <p>これらの株式会社は、公認会計士又は監査法人の監査を受けるため、会計基準に基づき計算書類（財務諸表）を作成することから、本指針の適用対象外とする。</p> <p>（略）</p>	<p><b>【対 象】</b></p> <p><b>要 点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>証券取引法</u>の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社</li> <li>(2) 会計監査人を設置する会社及びその子会社</li> </ul> </li> <li>➤ 特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、本指針に拠ることが推奨される。</li> </ul> <p><b>4. 本指針の適用対象とする株式会社</b></p> <p>本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>証券取引法</u>の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社</li> <li>(2) 会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。）及びその子会社</li> </ul> <p>これらの株式会社は、公認会計士又は監査法人の監査を受けるため、会計基準に基づき計算書類（財務諸表）を作成することから、本指針の適用対象外とする。</p> <p>（略）</p>

【各 論】

改正指針（平成 20 年 5 月 1 日）	旧指針（平成 19 年 4 月 27 日）
<p><b>【金銭債権】</b> （略）</p> <p>15. 貸借対照表上の表示            (1)～(3) （略）            (4) 受取手形割引額等            受取手形割引額及び受取手形譲渡額は、<u>注記を要求されない場合においても、それぞれ注記することが望ましい。</u></p> <p>（略）</p>	<p><b>【金銭債権】</b> （略）</p> <p>15. 貸借対照表上の表示            (1)～(3) （略）            (4) 受取手形割引額等            受取手形割引額及び受取手形譲渡額は、それぞれ注記する。</p> <p>（略）</p>
<p><b>【貸倒損失・貸倒引当金】</b> （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>            会社計算規則第 5 条第 4 項、第 109 条、第 134 条            企業会計原則 第三・四、注解 17            金融商品に関する会計基準 第 27 項、第 28 項            会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 122 項～第 125 項            法人税法第 52 条            法人税法施行令第 96 条</p>	<p><b>【貸倒損失・貸倒引当金】</b> （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>            会社計算規則第 5 条第 4 項、第 109 条、第 134 条            企業会計原則 第三・四、注解 17            金融商品に関する会計基準 第 27 項～第 28 項            会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 122 項～第 125 項            法人税法第 52 条            法人税法施行令第 96 条</p>
<p><b>【有価証券】</b></p>	<p><b>【有価証券】</b></p>

改正指針（平成 20 年 5 月 1 日）	旧指針（平成 19 年 4 月 27 日）
<p>(略)</p> <p><b>19. 有価証券</b></p> <p>有価証券は、保有目的等の観点から以下の 4 つに分類し、それぞれ次のように会計処理する。(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>満期保有目的の債券とは、満期まで保有することを目的としていると認められる社債その他の債券をいう。満期保有目的の債券については、取得<u>原価</u>をもって貸借対照表価額とする。ただし、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法により処理する。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p><b>20. 有価証券の取得価額</b></p> <p>有価証券の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した有価証券の取得<u>価額</u>に含める。なお、期末に保有している有価証券を時価評価する場合、その時価には取得又は売却に要する付随費用を含めない。</p> <p>(略)</p> <p><b>23. 貸借対照表上の表示</b></p> <p>売買目的有価証券及び事業年度の末日後 1 年以内に満期の到来する社債その他の債券は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>例えば、売買目的有価証券以外に流動資産の有価証券に含まれるものの</p>	<p>(略)</p> <p><b>19. 有価証券</b></p> <p>有価証券は、保有目的等の観点から以下の 4 つに分類し、それぞれ次のように会計処理する。(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>満期保有目的の債券とは、満期まで保有することを目的としていると認められる社債その他の債券をいう。満期保有目的の債券については、取得<u>価額</u>をもって貸借対照表価額とする。ただし、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法により処理する。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p><b>20. 有価証券の取得原価</b></p> <p>有価証券の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した有価証券の取得<u>原価</u>に含める。なお、期末に保有している有価証券を時価評価する場合、その時価には取得又は売却に要する付随費用を含めない。</p> <p>(略)</p> <p><b>23. 貸借対照表上の表示</b></p> <p>売買目的有価証券及び事業年度の末日後 1 年以内に満期の到来する社債その他の債券は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>例えば、売買目的有価証券以外に流動資産の有価証券に含まれるものの</p>

改正指針（平成 20 年 5 月 1 日）	旧指針（平成 19 年 4 月 27 日）
<p>例としては次のものがある。</p> <p>(1) 1年以内に満期が到来するCD及びコマーシャル・ペーパー</p> <p>(2) 契約型投信及び貸付信託の<u>受益証券</u>のうち以下のもの</p> <p>① 1年以内に償還されるもの</p> <p>② 預金と同様の性格を有するもの（MMF、MRF、中期国債ファンド、信託銀行が一般顧客に一律の条件で発行する貸付信託の受益証券等）</p> <p>したがって、保有する株式がその他有価証券に該当する場合には、投資有価証券（固定資産）として記載する。</p> <p>（略）</p> <p><b>【関連項目】</b></p> <p>会社計算規則第5条第3項第1号、第2号、第6項、第106条第3項第1号△、第4号イ、第113条第1項</p> <p>金融商品に関する会計基準 第15項～第23項</p> <p>会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第47項～第96項</p> <p>法人税法第61条の3第1項第1号</p> <p>法人税法施行令第68条、第119条の12</p>	<p>例としては次のものがある。</p> <p>(1) 1年以内に満期が到来するCD（<u>国内CDは預金表示も可能</u>）及びコマーシャル・ペーパー</p> <p>(2) 契約型投信及び貸付信託のうち以下のもの</p> <p>① 1年以内に償還されるもの</p> <p>② 預金と同様の性格を有するもの（MMF、MRF、中期国債ファンド、信託銀行が一般顧客に一律の条件で発行する貸付信託の受益証券等）</p> <p>したがって、保有する株式がその他有価証券に該当する場合には、投資有価証券（固定資産）として記載する。</p> <p>（略）</p> <p><b>【関連項目】</b></p> <p>会社計算規則第5条第3項第1号、第2号、第6項、第106条第3項第1号△、第4号イ、第113条第1項</p> <p>金融商品に関する会計基準 第15項～第23項</p> <p>会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第47項～第96項</p> <p>法人税法第61条の3第1項第1号</p> <p>法人税法施行令第68条、第119条の12</p>
<p><b>【棚卸資産】</b></p> <p>要 点</p> <p>➤ 棚卸資産の取得<u>価額</u>は、購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用</p>	<p><b>【棚卸資産】</b></p> <p>要 点</p> <p>➤ 棚卸資産の取得<u>原価</u>は、購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用</p>

改正指針（平成 20 年 5 月 1 日）	旧指針（平成 19 年 4 月 27 日）
<p>を加算する。ただし、少額な付随費用は取得<u>価額</u>に加算しないことができる。</p> <p>➤ <u>棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。</u></p> <p>➤ 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、後入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められる方法とする。なお、最終仕入原価法も、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、用いることができる。</p> <p><b>25. 棚卸資産の範囲</b></p> <p>棚卸資産とは、商品又は製品（副産物又は作業くずを含む。）、半製品、仕掛品（半成工事を含む。）、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のもの、その他これらに準ずるものをいう。</p> <p><u>なお、本指針における棚卸資産とは、通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産をいうものとする。</u></p> <p><b>26. 棚卸資産の取得価額</b></p> <p>(1) 取得価額</p> <p>棚卸資産の取得<u>価額</u>は、次のとおりとする。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>(2) （略）</p>	<p>を加算する。ただし、少額な付随費用は取得<u>原価</u>に加算しないことができる。</p> <p>➤ <u>棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法を用いる。</u></p> <p>➤ 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、後入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められる方法とする。なお、最終仕入原価法も、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、用いることができる。</p> <p>➤ <u>原価法を採用した場合において、棚卸資産の時価が取得価額より著しく低いときは、将来回復の見込みがある場合を除き、時価で評価しなければならない。</u></p> <p><b>25. 棚卸資産の範囲</b></p> <p>棚卸資産とは、商品又は製品（副産物又は作業くずを含む。）、半製品、仕掛品（半成工事を含む。）、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のもの、その他これらに準ずるものをいう。</p> <p><b>26. 棚卸資産の取得価額</b></p> <p>(1) 取得価額</p> <p>棚卸資産の取得<u>原価</u>は、次のとおりとする。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>(2) （略）</p>

改正指針（平成 20 年 5 月 1 日）	旧指針（平成 19 年 4 月 27 日）
<p>27. 棚卸資産の評価基準</p> <p><u>(1) 棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。</u></p> <p><u>なお、次の事実が生じた場合には、その事実を反映させて帳簿価額を切り下げなければならないことに留意する必要がある。</u></p> <p><u>① 棚卸資産について、災害により著しく損傷したとき</u></p> <p><u>② 著しく陳腐化したとき</u></p> <p><u>③ 上記に準ずる特別の事実が生じたとき</u></p> <p><u>(2) (1)における時価とは、原則として正味売却価額（売却市場における時価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除した金額）をいう。</u></p> <p>(略)</p> <p>29. 損益計算書上の表示及び注記</p> <p><u>(1) 棚卸資産に係る簿価切下額は、次のとおり表示する。</u></p> <p><u>① ②、③以外のもの …… 売上原価</u></p> <p><u>② 棚卸資産の製造に関連して発生するもの …… 製造原価</u></p> <p><u>③ 臨時の事象に起因し、かつ、多額であるもの …… 特別損失</u></p> <p><u>(2) 棚卸資産に係る簿価切下額のうち、重要性のあるものについては、注記による方法又は売上原価等の内訳項目として表示することが望ましい。</u></p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第 5 条、第 106 条</p>	<p>27. 棚卸資産の評価基準</p> <p><u>棚卸資産は、原価法又は低価法により評価し、原則として継続適用する。</u></p> <p><u>低価法とは、期末棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、選択した評価方法に基づき算出した取得価額による原価法により評価した価額と事業年度末における時価とのうちいずれか低い価額をもってその評価額とする方法をいう。</u>この場合における時価とは、<u>原則として正味実現可能価額（現在の売価から売却に要する費用を控除した金額）とするが、再調達価額（事業年度末におけるその取得のために通常要する価額）等によることもできる。</u></p> <p>(略)</p> <p>29. 棚卸資産の評価損</p> <p><u>原価法を採用した場合において、棚卸資産の時価が取得原価より著しく低いときは、将来回復すると認められる場合を除き、時価で評価しなければならない。</u></p> <p><u>また、次の事実が生じた場合には、評価損を計上しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 棚卸資産について、災害により著しく損傷したとき</u></p> <p><u>(2) 著しく陳腐化したとき</u></p> <p><u>(3) 上記に準ずる特別の事実が生じたとき</u></p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第 5 条、第 106 条</p>

改正指針（平成 20 年 5 月 1 日）	旧指針（平成 19 年 4 月 27 日）
<p>企業会計原則 第三・五、注解 21  <u>棚卸資産の評価に関する会計基準</u>  法人税法第 29 条  法人税法施行令第 28 条～第 33 条、第 68 条</p>	<p>企業会計原則 第三・五、注解 21    法人税法第 29 条  法人税法施行令第 28 条～第 33 条、第 68 条</p>
<p><b>【税効果会計】</b>  （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>  会社計算規則第 106 条第 3 項第 1 号<u>夕</u>、第 4 号ニ、第 107 条第 2 項第 1 号チ、第 2 号ニ、第 114 条、第 124 条第 1 項第 2 号、第 138 条  税効果会計に係る会計基準  会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」  監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」</p>	<p><b>【税効果会計】</b>  （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>  会社計算規則第 106 条第 3 項第 1 号<u>九</u>、第 4 号ニ、第 107 条第 2 項第 1 号チ、第 2 号ニ、第 114 条、第 124 条第 1 項第 2 号、第 138 条  税効果会計に係る会計基準  会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」  監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」</p>
<p><b>【純資産】</b>  （略）</p> <p>70. 自己株式  (1) 取得及び保有  自己株式の取得は、実質的に資本の払戻しとしての性格を有しているため、取得原価をもって純資産の部の株主資本の末尾において控除して表示する。自己株式の取得に関する付随費用は、営業外費用として計上</p>	<p><b>【純資産】</b>  （略）</p> <p>70. 自己株式  (1) 取得及び保有  自己株式の取得は、実質的に資本の払戻しとしての性格を有しているため、取得<u>価額</u>をもって純資産の部の株主資本の末尾において控除して表示する。自己株式の取得に関する付随費用は、営業外費用として計上</p>

改正指針（平成 20 年 5 月 1 日）	旧指針（平成 19 年 4 月 27 日）
<p>する。 (2)、(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>【関連項目】</b>  会社計算規則第 45 条～第 52 条、第 85 条、第 91 条、第 127 条、第 136 条等  企業会計原則 第一・三、注解 2、第三・四（三）、注解 19  貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 第 4 項～第 8 項、第 36 項等  自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 第 7 項～第 14 項、第 20 項、第 21 項  株主資本等変動計算書に関する会計基準  株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針  法人税法第 2 条第 16 号～第 18 号、第 24 条第 1 項第 4 号  法人税法施行令第 23 条第 3 項</p>	<p>する。 (2)、(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>【関連項目】</b>  会社計算規則第 45 条～第 52 条、第 85 条、第 91 条、第 127 条、第 136 条等  企業会計原則 第一・三、注解 2、第三・四（三）、注解 19  貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 第 4 項～第 8 項、第 36 項等  自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 第 7 項～第 14 項、第 20 項～第 21 項  株主資本等変動計算書に関する会計基準  株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針  法人税法第 2 条第 16 号～第 18 号、第 24 条第 1 項第 4 号  法人税法施行令第 23 条第 3 項</p>
<p><b>〔リース取引〕</b>  <b>要 点</b>  ➤ <u>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。この場合は、未経過リース料を注記する。</u></p>	<p>(新 設)</p>



改正指針（平成 20 年 5 月 1 日）	旧指針（平成 19 年 4 月 27 日）
<p><b>74-2. 所有権移転外ファイナンス・リース取引</b></p> <p><u>リース取引とは、特定の物件の所有者である貸手が、その物件の借手に対し、リース期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、リース料を貸手に支払う取引をいう。</u></p> <p><u>リース契約に基づくリース期間の中途において契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、契約に基づきリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をファイナンス・リース取引といい、このうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引を所有権移転外ファイナンス・リース取引という。</u></p> <p><b>74-3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理</b></p> <p><u>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。</u></p> <p><u>なお、法人税法上は、すべての所有権移転外リース取引は売買として取り扱われ、賃借人がリース料（賃借料）として経理をした場合においても、その金額は償却費として経理をしたものとされることに留意する。</u></p> <p><b>74-4. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の注記</b></p> <p><u>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合には、未経過リース料を注記する。</u></p>	

改正指針（平成 20 年 5 月 1 日）	旧指針（平成 19 年 4 月 27 日）
<p><u>ただし、重要性がないリース取引については、注記を省略することができる。</u></p> <p><b>【関連項目】</b></p> <p><u>会社計算規則第106条、第107条、第139条</u>  <u>リース取引に関する会計基準</u>  <u>リース取引に関する会計基準の適用指針</u>  <u>法人税法第64条の2</u>  <u>法人税法施行令第131条の2</u></p>	
<p><b>〔外貨建取引等〕</b>  （略）</p> <p><b>76. 決算時の処理</b></p> <p>外国通貨、外貨建金銭債権債務等の金融商品については、決算時において、原則として、次の処理を行う。</p> <p>(1)、(2) （略）</p> <p>(3) 満期保有目的の外貨建債券については、外国通貨による取得<u>原価</u>又は償却原価法に基づく価格を決算時の為替相場により円換算した額を付す。</p> <p>(4)～(6) （略）</p> <p>（略）</p> <p><b>79. 会計処理と法人税法上の取扱い</b></p>	<p><b>〔外貨建取引等〕</b>  （略）</p> <p><b>76. 決算時の処理</b></p> <p>外国通貨、外貨建金銭債権債務等の金融商品については、決算時において、原則として、次の処理を行う。</p> <p>(1)、(2) （略）</p> <p>(3) 満期保有目的の外貨建債券については、外国通貨による取得<u>価額</u>又は償却原価法に基づく価格を決算時の為替相場により円換算した額を付す。</p> <p>(4)～(6) （略）</p> <p>（略）</p> <p><b>79. 会計処理と法人税法上の取扱い</b></p>

改正指針（平成 20 年 5 月 1 日）

会計処理が特殊な項目を除き決算時の為替相場により換算するのに対して、法人税法は外貨建資産等の期末換算に関して、外貨建資産等を一年基準により短期と長期とに分類した上で、期末換算の方法を規定している。

しかし、外貨建その他有価証券を除き、換算方法等を税務署長に届け出ることにより、本指針の会計処理と法人税法上の取扱いを一致させることができる。

外貨建資産等の区分		会計上の換算方法	法人税法上の換算方法
外国通貨		決算時の為替相場により換算	期末時換算法
外貨預金	短期外貨預金		期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法
	上記以外のもの		期末時換算法又は発生時換算法（法定換算方法）
外貨建債権債務	短期外貨建債権債務	決算時の為替相場により換算（ただし、転換社債については、発行時の為替相場）	期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法
	上記以外のもの		発生時換算法（法定換算方法） 又は期末時換算法
売買目的有価証券		期末時価を決算時の為替相場により換算	期末時換算法
外貨建有価証券	売買目的外有価証券	償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的）	取得原価又は償却原価を決算時の為替相場により換算
		償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的外）（注 2）	期末時価を決算時の為替相場により換算（原則：換算差額は純資産の部に計上、例外：換算差額は当期の損益）
		償還期限及び償還金額のないもの（株式）（注 2）	期末時価を決算時の為替相場により換算（換算差額は純資産の部に計上）
		子会社株式及び関連会社株式	取得原価を取得時の為替相場により換算

旧指針（平成 19 年 4 月 27 日）

会計処理が特殊な項目を除き決算時の為替相場により換算するのに対して、法人税法は外貨建資産等の期末換算に関して、外貨建資産等を一年基準により短期と長期とに分類した上で、期末換算の方法を規定している。

しかし、外貨建その他有価証券を除き、換算方法等を税務署長に届け出ることにより、本指針の会計処理と法人税法上の取扱いを一致させることができる。

外貨建資産等の区分		会計上の換算方法	法人税法上の換算方法
外国通貨		決算時の為替相場により換算	期末時換算法
外貨預金	短期外貨預金		期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法
	上記以外のもの		期末時換算法又は発生時換算法（法定換算方法）
外貨建債権債務	短期外貨建債権債務	決算時の為替相場により換算（ただし、転換社債については、発行時の為替相場）	期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法
	上記以外のもの		発生時換算法（法定換算方法） 又は期末時換算法
売買目的有価証券		期末時価を決算時の為替相場により換算	期末時換算法
外貨建有価証券	売買目的外有価証券	償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的）	取得価額又は償却原価を決算時の為替相場により換算
		償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的外）（注 2）	期末時価を決算時の為替相場により換算（原則：換算差額は純資産の部に計上、例外：換算差額は当期の損益）
		償還期限及び償還金額のないもの（株式）（注 2）	期末時価を決算時の為替相場により換算（換算差額は純資産の部に計上）
		子会社株式及び関連会社株式	取得価額を取得時の為替相場により換算

改正指針（平成 20 年 5 月 1 日）	旧指針（平成 19 年 4 月 27 日）
(略)	(略)
<p><b>〔個別注記表〕</b> (略)</p> <p>個別注記表の例示 (会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。))の個別注記表の場合)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 重要な会計方針</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① (略)</p> <p>② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。ただし、原材料は最終仕入原価法を採用しています。 (会計方針の変更) 従来商品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当期から総平均法による原価法に変更しました。この変更による影響は軽微です。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設</p>	<p><b>〔個別注記表〕</b> (略)</p> <p>個別注記表の例示 (会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。))の個別注記表の場合)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 重要な会計方針</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① (略)</p> <p>② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 総平均法による原価法 ただし、原材料は最終仕入原価法 (会計方針の変更) 従来商品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当期から総平均法による原価法に変更しました。この変更による影響は軽微です。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 <u>法人税法の規定による定額法、ただし、機械及び装置は定率法</u></p>

改正指針（平成 20 年 5 月 1 日）

旧指針（平成 19 年 4 月 27 日）

備を除く。）は定額法）を採用しています。

有形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられます。

この場合には、以下のような記載を追加することが考えられます。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	○年～○年
構築物	○年～○年
機械及び装置	○年～○年
工具、器具及び備品	○年～○年

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当期より平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円減少しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

無形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられます。

この場合には、以下のような記載を追加することが考えられます。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	○年～○年
のれん	○年～○年

無形固定資産

法人税法の規定による定額法

改正指針（平成 20 年 5 月 1 日）	旧指針（平成 19 年 4 月 27 日）
<p>(3) (略)</p> <p>(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項</p> <p>① リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 <u>なお、未経過リース料総額は、×××千円であります。</u></p> <p>② (略)</p> <p><u>3. 貸借対照表に関する注記</u> <u>有形固定資産の減価償却累計額</u> ×××千円</p> <p><u>4. 重要な後発事象に関する注記</u> (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項</p> <p>① リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p> <p>② (略)</p> <p><u>3. 重要な後発事象に関する注記</u> (略)</p> <p><u>4. その他の注記</u> <u>有形固定資産の減価償却累計額</u> ×××千円</p>
<p><b>貸借対照表の例示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産の部（固定資産）に「リース資産」を追加</li> <li>・負債の部（流動負債、固定負債）に「リース債務」を追加</li> </ul>	